

プラント状況確認結果(令和3年9月8日～令和3年9月14日)

令和3年9月15日
福島県原子力安全対策課

令和3年9月8日～令和3年9月14日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(9月14日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	3.4	2.6	2.5	—
		压力容器 底部温度(°C)	27.6	33.5	31.4	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	1.04×10 ⁻³	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
压力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.03	0.04	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	31.3	30.1	25.9	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(9月14日午前10時)

最小 0.363 (MP-6) ~ 最大 1.086 (MP-4) µSv/h ⇒ [計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(9月13日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.59 Bq/L (港湾中央)

~ 最大 6.2 Bq/L (遮水壁前)

⇒ [計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(9月13日採取分)

5、6号機放水口北側: 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.65 Bq/L

南放水口付近: 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.56 Bq/L

⇒ [計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(9月10日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 5.6Bq/L (5号機)
～ 最大 450 Bq/L (2号機)

トラブルの概要(令和3年9月8日～令和3年9月14日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 既設多核種除去設備建屋内における漏えい検知器の動作について

本日(9月13日)午前9時22分、発電所構内既設多核種除去設備建屋において、漏えい検知器が動作したことを示す警報が発生しました。

午前9時47分に現場状況を確認した結果は以下のとおりです。

- ・警報名称 既設ALPSクロスフローフィルター(B)スキッド
- ・漏えい範囲 約1m×約3m×深さ10mm

なお、漏えいした水は堰内に留まっており、外部への影響はありません。

また、既設多核種除去設備は、現在全台停止中となっております。

現場確認をした結果、既設ALPSクロスフローフィルター入口側フランジ部から漏えいが発生していること、その後増し締めし漏えいが停止したことを確認しました。

なお、漏えい水のスマヤ測定を実施した結果、バックグラウンド 200cpmに対し漏えい水は100kcpm以上であることを確認しました。

漏えいした水については午前11時12分に拭き取りが完了し、漏えい検知器の警報はクリアしています。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) ご覧ください。

■ 協力企業作業員における負傷者の発生について

本日(9月14日)午前8時4分頃、5号機スクリーンヤードにおいて、協力企業作業員が作業中に負傷し、入退域管理棟救急医療室の医師の診察を受けたところ、緊急搬送の必要があるとされたため、午前8時22分、救急車を要請しました。

状況は以下のとおりです。

- ・発生状況 右手小指を負傷
- ・身体汚染の有無 なし

その後、当該負傷者を、救急車でいわき市医療センターに搬送しました。

- ・出発時刻 午前9時34分
- ・到着時刻 午前10時30分

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) ご覧ください。

* 実施計画及び監視項目に関する解説

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm³以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）